⑶ Nature and quantity of the services to be required : Telecommunication equipment maintenance
⑷ Service period : From 1 April, 2016 through 31 March, 2017
⑸ Service place : As in the tender documentation
⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
１）not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
２）in 2016 2017 2018 fiscal year is scheduled to be ranked to services A, B, C or D grade on “provision of services” in Tokai・Hokuriku Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency)
３）not be the stated person under the commencement of reorganization proceedings or under the beginning of rehabilitation proceedings (except for the person who has the procedure of reapplication under the notification of the competing participation qualification)
４）not be under suspension of nomination by Director-General of Chubu Regional Development Bureau from Time-limit for the tender to Bid Opening
５）not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned
６）acquire the erectric certificate in case of using Electric Bidding system
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
７）have proven to have actually fulfilled the service concerned or the service with performance similar to that of the service concerned
⑺ Time-limit for submission of application forms : 16 : 00　12 February 2016
⑻ Time-limit for tender : 16 : 00　3 March 2016
⑼ Contact point for the notice : Tadashi Kakiushi, Accounting Section, Contract clerk, Takayama National Highway Office, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 7―425, Kamiokamotochou, Takayama-Shi, Gifu-Ken, 506―0055 Japan. TEL 0577―36―3812 ex. 301

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年1月12日
分任支出負担行為担当官
中部地方整備局
丸山ダム管理所長　山本　昭弘
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　21
１　調達内容
⑴　品目分類番号　15、29
⑵　調達件名及び数量　平成28年度丸山ダム電気通信施設保守業務（電子入札対象案件）
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書等による。
⑷　履行期間　平成28年４月１日から平成29年３月31日まで
⑸　履行場所　入札説明書等による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
入札回数は原則２回を限度とするが、場合によっては３回目を執行することがある。
なお、やむを得ない場合を除き予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
⑺　電子入札システムの利用　本案件は、競争参加資格確認申請書等（以下、「申請書等」という。）の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出し、紙入札方式に換えることができる。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成28・29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の東海・北陸地域の認定を受け、A、B、C又はD等級に格付けされる予定の者であること。
⑶　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年12月24日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続を行った者を除く。）でないこと。
⑸　申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑺　電子入札システムにより入札に参加する者は電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑻　入札説明書の交付を受けた者であること。
⑼　平成13年度以降に、以下の㋐に示す機関等が発注した㋑に示す設備に係わる保守業務、点検業務を完了した履行実績があること（再委託を受けての履行実績及び平成28年３月31日までに完了見込みを含む）。
なお、履行実績は、建設業法上の建設工事のうち、「電気工事業」又は「電気通信工事業」の受注者としての施工実績をもってこれに代えることができる。
㋐　発注機関等は次のいずれかに該当する機関等とする。
①　国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）
②　地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第２条第５号に規定する指定公共機関、第６号に規定する指定地方公共機関）
③　地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているもの）
④　民間企業発注の保守又は点検業務の履行実績（受注者としての実績に限る）
㋑　対象設備は、次の①から⑧いずれか１つの設備とする。①多重無線装置　②テレメータ観測装置又は放流警報装置（通信回線は無線とする。）③長距離（30㎞以上）用光伝送設備　④防災情報システム（防災の用に供する情報の収集、加工、上位局への伝送機能を有するもの）⑤発動発電設備（10kVA以上）⑥道路情報表示設備又はトンネル非常警報設備　⑦ＣＣＴＶ設備　⑧ダム放流制御設備
⑽　本業務の配置予定管理技術者は、平成28年４月１日の時点で、次の①から④のいずれか一つの条件及び⑤並びに⑥の条件を満たす者であること。
なお、①から④における業務経験は、国土交通省が定める「電気通信施設点検基準（案）」に示すいずれかの設備についての保守業務又は点検業務の実績とする（再委託の実績及び平成28年３月31日までに完了見込みを含む）。また、建業法上の建設工事のうち「電気工事業」又は「電気通信工事業」の受注者としての施工実績をもってこれに代えることができる。
①　学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校若しくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれらに相当する外国の学科を修めたもので、卒業後３年以上の業務経験を有する者であること。

第明治三十種五郵年便三物月認三十可一日